

(別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)	10万人以上100万人未満	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

(別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当項番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
23	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
34	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
40	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
41	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

(別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
42	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
44	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
45	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
49	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
50	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
51	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
52	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
53	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
54	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

(別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
58	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
59	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

(別紙2-1) 移転先-番号法事務

No.	移転先	①法令上の根拠 ※番号法別表第一 の該当番号	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	社会援護課 ・障害者福祉システム	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから障害者福祉システムへファイル連携により移転	日次
2		46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途					
3		47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途					
4		84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途					
5	社会援護課 ・生活保護システム	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	総合行政システム端末から照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
6	社会援護課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	総合行政システム端末から照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
7	ネウボラ課 ・児童扶養手当システム	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
8	ネウボラ課 ・児童手当システム	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう）の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
9	ネウボラ課 ・健康かるてシステム	49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから健康かるてシステムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
10	ネウボラ課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	総合行政システム端末から照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
11	ネウボラ課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	総合行政システム端末から照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
12	健康保険医療課 ・健康かるてシステム	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから健康かるてシステムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
13	健康保険医療課 ・国民健康保険システム	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
14	健康保険医療課 ・国民年金システム	31	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
15	健康保険医療課 ・後期高齢者医療システム	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
16	健康保険医療課 ・介護保険システム	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
17	収納課 ・収納消込システム ・口座管理システム ・滞納整理システム	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
18		30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務で必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用

(別紙2-1) 移転先-番号法事務

No.	移転先	①法令上の根拠 ※番号法別表第一 の該当番号	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
19	課税課 ・国民健康保険システム	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務に必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、適用
20		30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務に必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、
21	長寿あんしん課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務に必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、
22	長寿あんしん課 ・介護保険システム	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務に必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、
23	保育サポート課 ・子ども子育て支援システム	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	課税台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	当該事務の対象者であって、課税台帳ファイルの情報を更新があった者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	当該事務に必要な時期に、更新処理を職員が操作することにより、

(別紙2-2) 移転先-独自利用条例事務

No.	移転先	①法令上の根拠 (※)	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
独1	ネウボラ課 ・こども(乳幼児)医療システム	2	和光市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する情報であって、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則に定める情報(以下「地方税関係情報」という。)	1万人未満	和光市子ども医療費助成に関する条例による受給資格の登録の申請等に係る子どもの保護者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	対象情報が個人住民税システムに登録された時点で、個別業務システムのメニュー等から確認可能
独2	ネウボラ課 ・ひとり親医療システム	3	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途	地方税関係情報	1万人未満	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給資格の登録の申請等に係る対象者又は当該対象者の配偶者若しくは扶養義務者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	対象情報が個人住民税システムに登録された時点で、個別業務システムのメニュー等から確認可能
独3	健康保険医療課 ・国民健康保険システム	6	和光市国民健康保険条例による保健事業に関する事務であって規則に定める用途	地方税関係情報	1万人未満	和光市国民健康保険指定保養施設利用料補助要綱による利用料補助対象者	個人住民税システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	対象情報が個人住民税システムに登録された時点で、個別業務システムのメニュー等から確認可能
独4	社会援護課 ・障害者自立支援システム	9	和光市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅の重度心身障害者に対する手当の支給に関する事務であって規則に定める用途	地方税関係情報	1万人未満	和光市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅の重度心身障害者の手当の支給の申請等に係る在宅の重度心身障害者	個人住民税システムから障害者自立支援システムへ移転	1日1回

(※) 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の該当項番号